

意見公募時の案からの差異

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等の意見募集」における「放送法施行規則の一部を改正する省令案」からの主な修正点は以下のとおりです。

※1 下線部分は、「定められた省令」と「意見公募時の案」の相違箇所です。

※2 太字ゴシック部分は、提出意見を踏まえて修正した箇所です。

※3 下記の表に掲載しているもののほか、用語・規定の整理、表の様式など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

定められた省令	意見公募時の案	改正前の省令(参考)
<p>(必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間)</p> <p>第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。</p>	<p>(必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間)</p> <p>第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組を放送した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該放送番組を放送した時刻と同じ時刻までの間とする。</p>	[新設]
<p>(業務規程の記載事項等)</p> <p>第十条の三 業務規程(法第二十条の四第一項に規定する業務規程をいう。以下この条及び第三十条第二号において同じ。)<u>]</u>には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。</p> <p>一 番組関連情報配信業務(法第二十条の四第一項に規定する番組関連情報配信業務をいう。以下この項において同じ。)<u>]</u>の種類 [二～五 略]</p> <p>六 番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信(法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。)の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置</p> <p>[七 略]</p> <p>2 法第二十条の四第一項の規定による届出をする場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要な事項(法第二十条の三第十項前段に規定する措置(第十四条の二において「試行的受信措置」という。)を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。)を記載した一切の書類</p>	<p>(業務規程の記載事項等)</p> <p>第十三条の二 法第二十条の四第一項に規定する業務規程には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。</p> <p>一 番組関連情報配信業務(法第二十条の四第一項に規定する「<u>番組関連情報配信業務</u>」をいう。以下この条において同じ。)の種類 [二～五 同左]</p> <p>六 番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信(法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。)の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置及び当該措置が適切であるものと判断する理由</p> <p>[七 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>一 前項第六号に規定する判断の際に必要な事項(法第二十条の三第十項前段に規定する措置(第十四条の二において「試行的受信措置」という。)を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。)を記載した一切の書類</p>	[新設]

<p>[二 略]</p> <p>3 総務大臣は、法第二十条の四第一項の規定による届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、届出のあつた業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。</p>	<p>[二 同左]</p>	
<p>(配信の品質制限措置)</p> <p>第十四条の二 法第二十条の三第十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。</p> <p>一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置</p> <p>二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置</p> <p>2 協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に掲げる措置に代えて、利用者が当該放送番組及び当該番組関連情報について、<u>試行的受信措置を講じたものであることが分かるために必要な最小限度の措置</u>によることができる。</p>	<p>(配信の品質制限措置)</p> <p>第十四条の二 [同左]</p> <p>一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置</p> <p>二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は当該番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置</p> <p>2 協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に規定する措置を講ずることなく、<u>試行的受信措置を講ずることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(業務報告書の記載事項)</p> <p>第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 放送番組の概況（番組関連情報の概況及び業務規程の遵守状況を含む。）</p> <p>[三～十二 略]</p>	<p>(業務報告書の記載事項)</p> <p>第三十条 [同左]</p> <p>[一 同左]</p> <p>二 放送番組の概況（番組関連情報の概況及び<u>法第二十条の四第一項に規定する業務規程の遵守状況</u>を含む。）</p> <p>[三～十二 同左]</p>	<p>(業務報告書の記載事項)</p> <p>第三十条 [同左]</p> <p>[一 同左]</p> <p>二 放送番組の概況</p> <p>[三～十二 同左]</p>